第六条を次のように改める。

（危害防止監理課の所掌事務）

**第六条**　危害防止監理課は、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第六条の二第四項（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十九条第一項、第九十一条の三、第九十二条第二項又は第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の承認及び当該承認の求めに対する審査並びに警察官職務執行法第六条の二第十項（自衛隊法第八十九条第一項、第九十一条の三、第九十二条第二項又は第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認及び勧告に関する事務をつかさどる。

**附　則**

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

---

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

---

**政令第三百七号**

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第七号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十月一日とする。

防衛大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　高市　早苗

---

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

---

**政令第三百八号**

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

**第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の六中「、第二十四条の二第三項」を削る。

第十四条第一項中「の各号」を削り、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十七条第一項中「若しくは空曹長等又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を「又は空曹長等」に改め、「、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された場合を除く。」及び「（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された後最初の期間については、同表に定める期間から当該自衛官候補生であつた期間を減じた期間）」を削り、同条第二項中「、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を削り、同条第六項第一号中「、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」及び「（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官となり、かつ、現に貸与されている被服が当該自衛官に貸与される被服と同一の制式である場合を除く。）」を削る。

第十七条の二第三項中「、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」及び「（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等となつた場合を除く。）」を削る。

第十七条の三第一項、第十七条の六第一項第一号、第十七条の六の三第七項、第十七条の六の六第一項及び第十七条の七第一項中「、自衛官候補生」を削る。

第十七条の十の二を削る。

第十七条の十二第一項中「第二十四条の三第四項第二号」を「第二十四条の二第四項第二号」に改め、同条第二項中「第二十四条の三第四項各号」を「第二十四条の二第四項各号」に改め、同項ただし書中「法第二十四条の三第四項第三号」を「同項第三号」に改める。

第十七条の十三を次のように改める。

（即応予備自衛官手当の支給等）

**第十七条の十三**　前二条の規定は、即応予備自衛官に対する即応予備自衛官手当の支給について準用する。この場合において、前条第一項中「法第二十四条の二第四項第二号」とあるのは「法第二十四条の三第三項において準用する法第二十四条の二第四項第二号」と、同項第一号中「又は災害招集」とあるのは「、治安招集又は災害等招集」と、同条第二項中「法第二十四条の二第四項各号」とあるのは「法第二十四条の三第三項において準用する法第二十四条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

第十八条第七項を次のように改める。

7　学生に対する第二種初任給調整手当は、新たに防衛大学校又は防衛医科大学校に入校を命ぜられた学生であつて、その命ぜられた日において、学生手当の月額を考慮して防衛大臣の定める額に十二を乗じ、その額を算定基礎時間数（第七条の二第一項の防衛大臣の定める時間数に五十二を乗じたものをいう。次項において同じ。）で除して得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この項及び次項において「特定額」という。）が、当該学生が教育訓練を受ける地域における第八条の五第六項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされる民間の賃金の最低基準を考慮して政令で定める額（以下この項及び次項において「基準額」という。）を下回るものに対し、同日から特定額が基準額以上となつた日の前日まで支給する。